

● 新型インフルエンザについて

新型インフルエンザとは、動物、特に鳥類のみに感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、ヒトの体内で増えることができるように変化し、更にヒトからヒトへと効率よく感染するようになり起こる疾患である。

人間界にとっては未知のウイルスでヒトは免疫を持っていないため、容易にヒトからヒトへ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。また、罹患者のうちかなりの人が肺炎などの合併症を起こし、死亡する割合も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性があると考えられている。

新型インフルエンザは、学校保健安全法（同法施行規則第19条）において「学校において予防すべき伝染病」の第一種とみなして対応し、出席停止の期間は「治癒するまで」とされている。

(1) 感染経路

毎年ヒトの間で流行するインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザは、飛沫感染が主な感染経路になると推測されている。

① 飛沫感染 患者の咳やくしゃみ、会話などで生じた飛沫を吸入して感染する。

② 接触感染

病原体と直接あるいは間接的に接触することで感染する。

直接感染では、接触によって病原体が直接皮膚を通過して感染する。

間接的な接触感染では医療従事者などの手や使用する機材等を介して伝播し感染する。

③ 空気感染

病原体を含む飛沫が飛沫核となり、長期間空中に浮遊し、それを吸入して感染する。医療現場などのきわめて限定した場でのみ起こりうると考えられている。

(2) 通常のインフルエンザと新型インフルエンザの違い（現段階での想定）

項目	通常のインフルエンザ	新型インフルエンザ
発病	急激	急激
症状	<ul style="list-style-type: none"> ・38℃以上の発熱、鼻汁、咳、くしゃみ、咽頭痛、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感 ・肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれん等の合併症により重症化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・未確定（発生後に確定）
潜伏期間	2～5 日	・未確定
感染性	あり	強い
発生状況	流行性	大流行／パンデミック
死亡率	0.1%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・未確定（発生後に確定） ・過去の新型インフルエンザ ※ スペイン・インフルエンザ（1918～1919 大正7～8 年）：2.0%（約4,000万人） ※ アジア・インフルエンザ（1957～1958 昭和32～33 年）：0.5%（約200万人）
治療方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発症後48時間以内にノイラミニダーゼ阻害薬（商品名：リレンザ、タミフルなど）を投与すれば、ウイルスの増殖が抑えられ、症状の緩和は期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザの治療に使われているノイラミニダーゼ阻害薬が有効であると考えられている。

● インフルエンザの標準予防策

- (1) マスクを着用する。
熱、咳、くしゃみ等の症状のある人には必ずマスクを着けてもらうこと、患者になったらウイルスをまき散らさないことが重要です。
咳やくしゃみをする際には、ティッシュで口と鼻を押さえ、他人から顔をそむけ1 m以上離れるか、マスクを着用してください（咳エチケット）。

○ 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することで周囲の人に感染させないように、咳エチケットを行う。

(方法)

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

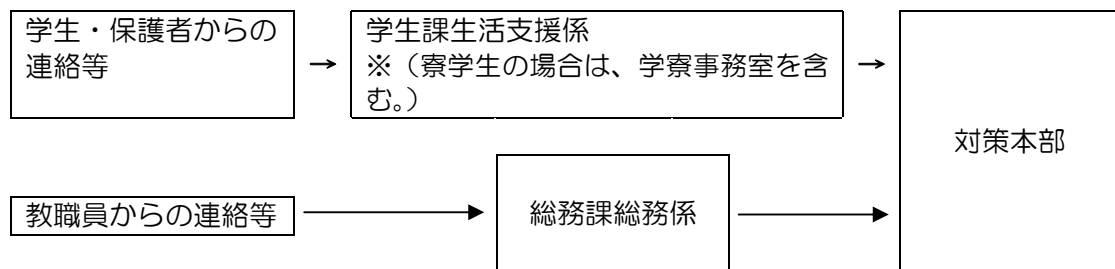
呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはバック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にはマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

- (2) 外出後のうがい・手洗いを励行する。
外出から帰宅した際は、必ずうがいを励行する。また、水や石鹸による手洗いに加え、消毒用アルコールを使用し、ウイルスに触った手で口、目、鼻に触れないことが重要です。
- (3) 鼻・のどなどを乾燥から守る。
インフルエンザウイルスは湿度に非常に弱いので、適度な湿度を保つことが有効です。室内を50～60%の湿度に保つよう加湿器を設置したり、濡らしたタオルを干すなどの工夫をする。
- (4) 人混みや繁華街への外出を控える。
感染予防のために、できるだけ外出を控える。
- (5) 流行地への渡航は避ける。
海外渡航の際には、特に高病原性鳥インフルエンザの発生状況に留意し、前記の予防策を徹底する。
- (6) 十分な休養と栄養をとる。
初期感染でインフルエンザに負けない体力、抵抗力を維持するために、日頃から過労を避け、規則的な生活をし、また、十分な休養・睡眠とバランスのよい栄養を取って体力や抵抗力を高め、感染しにくい状態を保つことが大切です。

● 学校内の相談体制等

- (1) 学生及び教職員並びに保護者への注意喚起
発熱、咳、全身痛などの症状があった場合は、まず学校を休んで最寄りの保健所（発熱相談センター等）又は、医療機関に電話等で相談を行うとともに、感染が確認された場合の学校への連絡も徹底させる。
- (2) 連絡対応及び相談窓口
学生・保護者に係る窓口：学生課生活支援係（保健室）（TEL 0956(34)8420）
※（寮学生の場合は、学寮事務室（TEL 0956(34)8423）を含む。）
教職員に係る窓口：総務課総務係（TEL 0956(34)8407）
- (3) 対策本部への報告
上記の連絡等は、関係する係から対策本部へ報告を行う。



● 新型インフルエンザの危機管理体制・組織

対策本部の組織

名称	国立高等専門学校機構本部	佐世保工業高等専門学校
本部長	理事長	校長
副本部長	理事（専任）	主事
本部長	事務局長、総務課長、人事課長、 財務課長、企画課長、学務課長	事務部長、課長

※ 本部長不在時の対応

- ・ 佐世保高専においては、本部長が不在時の代理者は、以下の順位によるものとする。
 - ① 主事（教務主事 ⇒ 学生主事 ⇒ 寮務主事）
 - ② 事務部長
 - ③ 課長（総務課長 ⇒ 学生課長）

佐世保工業高等専門学校

◀設置時期：危機管理レベルⅠ（海外において新しい亜型のインフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態）▶

（○印は、危機管理レベルⅡ以降の発生想定業務）

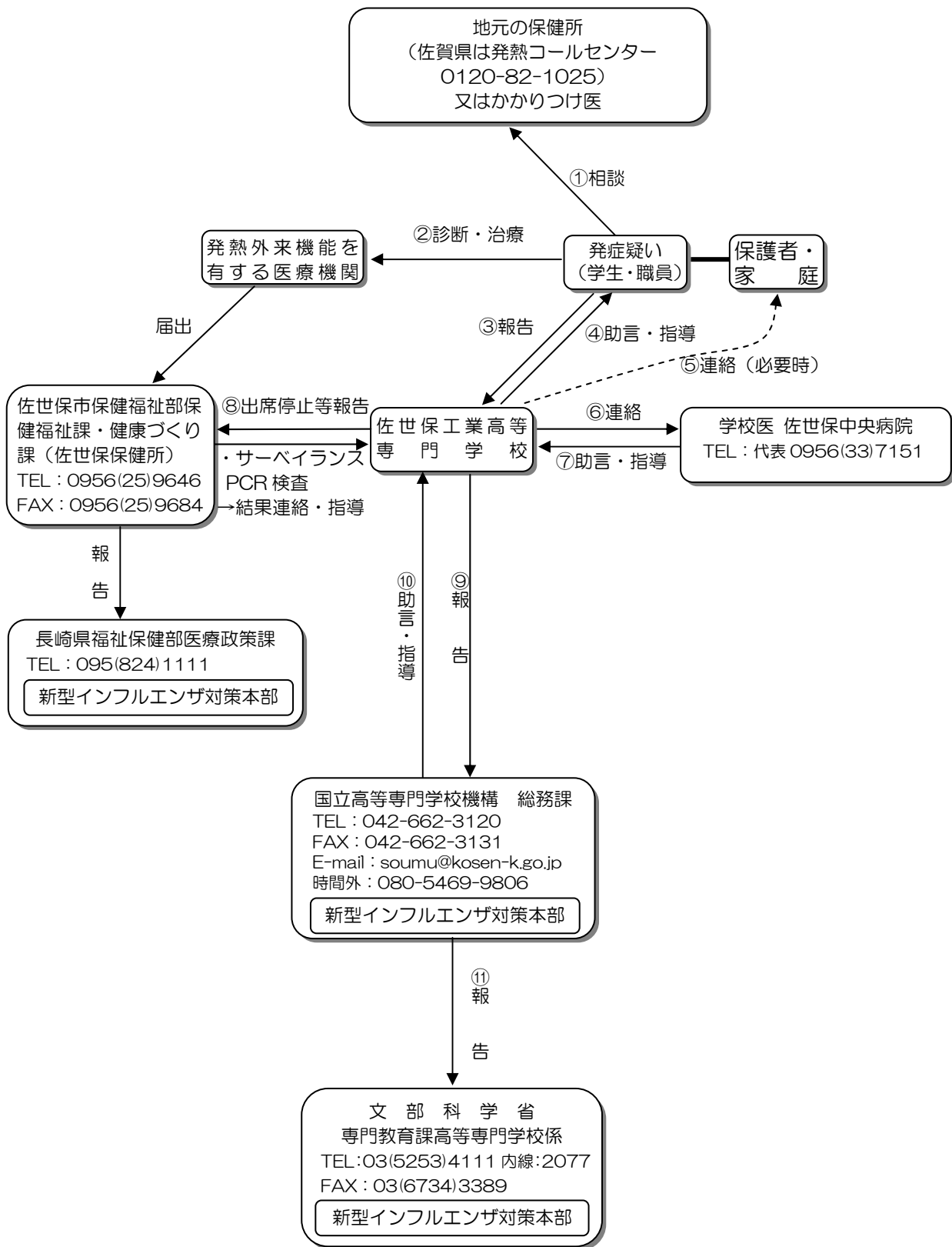
班名	班長	班員	所掌業務
総括	総務課長	課長補佐（総務）	・対策本部の運営 ・各班との連絡調整、情報の整理 ・新型インフルエンザ対策の総合調整
渉外調整		総務課総務係 学生課教育支援係	・国・機構本部・保健所等との連絡調整 ・医療機関との折衝 ○自治体等への応援要請
情報収集	学生課長	看護師 総務課総務係	・国・自治体の新型インフルエンザ情報の収集、記録、整理 ・各班への新型インフルエンザ情報提供
学生対応		学生課生活支援係	・学生相談窓口の設置・運営 ○感染学生の移送
	学生主事	学級担任（全教員） 副専攻科長	・学生の日頃の健康状態観察 ・保護者への連絡、情報提供 ・発症を疑わせる症状を呈する学生の発見 ○学生・その家族の発症状況の把握
寮生対応	寮務主事	寮務主事補	・寮生の日頃の健康状態観察 ・保護者への連絡、情報提供
		学生課寮専門職員	・発症を疑わせる症状を呈する寮生の発見 ○寮生（・その家族）の発症状況の把握
物品調達	課長補佐（財務）	総務課施設・契約係	・医療用品、日用品の調達、備蓄 ・水、食糧の調達、備蓄 ○医薬品、水、食糧の配給、補充

◀設置時期：危機管理レベルⅡ（国内においても新しい亜型のインフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態）▶

班名	班長	班員	所掌業務
被害調査	学生主事	学級担任 副専攻科長 （全教員）	○学生の欠席者数、発症者数、主な症状・特徴などの把握・とりまとめ・報告
医療対策	学生課長	課長補佐（学生課） 看護師 学生課教育支援係 学生課入試専門職員 学生課生活支援係	○発症者の緊急処置、移送 ○新型インフルエンザ被害状況の総括 ○対策本部への新型インフルエンザ対策の提案
職員確保	課長補佐（総務）	総務課総務係	○教職員の健康管理 ○教職員の勤務体制の整備・人員確保
報道対応	総務課長	総務課企画係	○感染状況の情報公開 ○広報・マスコミ等への対応
学外者対応			○学外来訪者の対応、感染者の立入制限 ○ボランティア受入れ、業務の調整
消毒保清	課長補佐（財務）	総務課施設・契約係 技術室	○廃棄物の処理 ○感染者の行動範囲の消毒

各班長は、班長本人が感染して出勤停止になる可能性があることから、各班長を補佐し、代行する職員【班長代行】をあらかじめ明確にし、総務課総務係に届け出ておく。

● 発症時の連絡フロー



【参考】

(1) 長崎県及び佐賀県内の感染症指定医療機関

病院名	所在地・電話・FAX・URL	感染症病床		備考
		第1種	第2種	
長崎市立病院成人病センター	〒852-8012 長崎市淵町20-5 TEL 095(861)1111 FAX 095(861)8295 http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/seijin/		6	医療圏：長崎
佐世保市立総合病院	〒857-8511 佐世保市平瀬町9-3 TEL 0956(24)1515 FAX 0956(22)4641 http://www.hospital.sasebo.nagasaki.jp/		4	医療圏：佐世保
大村市立病院	〒856-8561 大村市古賀島町33-22 TEL 0957(52)2161 FAX 0957(52)2199 http://www.omh-jadecom.jp/html/index.html		4	医療圏：県央
長崎県立島原病院	〒855-0861 島原市下川尻町895 TEL 0957(63)1145 FAX 0957(63)4864 http://www.shimabarabyoin.jp/		4	医療圏：県南
地方独立行政法人北松中央病院	〒 - 北松浦郡江迎町赤坂免299 TEL FAX http://www.hokusho.dr-clinic.jp/index.html		4	医療圏：県北
長崎県離島医療圏組合五島中央病院	〒853-0031 五島市吉久木町205 TEL 0959(72)3181 FAX 0959(72)2881 http://www.gotocyuoh-hospital.jp/		4	医療圏：五島
長崎県離島医療圏組合上五島病院	〒857-4404 南松浦郡新上五島町青方郷1549-11 TEL 0959(52)3000 FAX http://www.kamigoto-hospital.jp/		4	医療圏：上五島
杵岐市民病院	〒811-5132 杵岐市郷ノ浦町東触1626 TEL 0920(47)1131 FAX http://ishakoko.jp/5124		4	医療圏：杵岐
長崎県離島医療圏組合中対馬病院	〒817-0322 対馬市美津島町鶏知甲1304-1 TEL 0920(54)2024 FAX 0920(54)4171 http://www5.ocn.ne.jp/~tusima/		4	医療圏：対馬
佐賀県立病院好生館	〒840-8571 佐賀市水ヶ江1丁目12-9 TEL 0952(24)2171 FAX 0952(29)9390 http://www.koseikan.jp/		6	
東佐賀病院	〒849-0101 三養基郡みやき町大字原古賀7324 TEL 0942(94)2048 FAX 0942(94)3137 http://www.hosp.go.jp/~eastsaga/		4	
唐津赤十字病院	〒847-8588 唐津市二太子一丁目5-1 TEL 0955(72)5111 FAX 0955(73)9530 http://www.hosp.go.jp/~eastsaga/		4	
伊万里市立市民病院	〒848-0035 伊万里市二里町大里乙1271 TEL 0955(23)4121 FAX 0955(23)4123 http://www.hachigamenet.ne.jp/~imarimos/		4	
嬉野医療センター	〒843-0393 嬉野市嬉野町大字下宿丙2436 TEL 0954(43)1120 FAX 0954(42)2452 http://www.uresino.go.jp/		4	

※ 感染症指定医療機関

都道府県知事が次の患者の入院を担当する医療機関として指定している。

第1種：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症

第2種：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症

(2) 新型インフルエンザ関係の情報提供機関

○ 国立高等専門学校機構

電話番号 042-662-3120 (総務課総務係)
042-662-3141 (学務課学務係)
ホームページ <http://www.kosen-k.go.jp/index.html>

○ 文部科学省の新型インフルエンザ相談窓口

電話番号：03-5253-4111 (代表)
内戦：2156 大臣官房総務課【担当：行動計画全体】
内戦：2077 高等教育局専門教育課高等専門学校係
ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

○ 厚生労働省の新型インフルエンザ等感染症相談窓口

(新型インフルエンザをはじめとした感染症相談に應える。)
電話番号 03-3234-3479 [委託先：(株)保健同人社]
受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く。)
ホームページ [厚生労働省：新型インフルエンザ対策関連情報](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/>
〈内容〉

- ・ [国・自治体としての対策](#)
- ・ [個人でできる対策](#)
- ・ [事業者・職場でできる対策](#)
- ・ [新型インフルエンザに関するQ&A](#) 等

○ 国立感染症研究所 【〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1】

電話番号 03-5285-1111 (代表)
ホームページ <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

○ 長崎県・佐世保市の新型インフルエンザ等相談窓口

長崎県ホームページ (長崎県福祉保健部医療政策課)
<http://www.pref.nagasaki.jp/iryuu/singata/sin-index.htm>
佐世保市ホームページ (佐世保市保健福祉部保健福祉政策課・健康づくり課)
<http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/www/contents/1247277520332/index.html>